

### 3 平成24年度における不服申立ての処理状況

#### (1) 行政文書開示請求に係るもの

#### (ア) 平成24年度中に広島県情報公開・個人情報保護審査会が答申を行ったもの又は実施機関が答申を受けて裁決若しくは決定を行ったもの(44件)

【諮問番号順】

諮問番号	対象行政文書名(略称)	開示請求年月日	決定年月日	決定内容	不開示理由	実施機関	不服申立年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮問年月日	答申年月日	答申内容	決定等年月日	決定等内容
(情)70	道路防護柵の設置有無及び当該道路通行制限等の措置有無の資料	15.9.24	15.10.7	不存在		知事 (東広島地域事務所建設局竹原支局)	15.11.11	16.2.6	23.9.22	原処分妥当	24.4.11	答申どおり (棄却)
(情)71	峠橋の集中豪雨, 自然災害被害の事実記録資料	15.9.24	15.10.7	不存在		知事 (東広島地域事務所建設局竹原支局)	15.11.11	16.2.6	23.10.7	原処分妥当	24.4.11	答申どおり (棄却)
(情)72	峠橋砂防設備の占用許可申請書及び許可又は不許可通知文書	15.9.24	15.10.7	不存在		知事 (東広島地域事務所建設局竹原支局)	15.11.11	16.2.6	23.10.7	原処分妥当	24.4.11	答申どおり (棄却)
(情)73	峠橋歩道部分新設年月日, 工事設計図, 完成検査報告書類	15.9.24	15.10.7	不存在		知事 (東広島地域事務所建設局竹原支局)	15.11.11	16.2.6	23.10.7	原処分妥当	24.4.11	答申どおり (棄却)
(情)75	道路法及び車両制限令遵守の必要がないと肯定する文書	15.9.24	15.10.7	不存在		知事 (東広島地域事務所建設局竹原支局)	15.11.11	16.2.6	23.9.22	原処分妥当	24.4.11	答申どおり (棄却)
(情)78	東広島地域事務所竹原支局における局内運営協議会の議事録	15.11.11	15.11.25	不存在		知事 (東広島地域事務所建設局竹原支局)	15.12.24	16.2.6	24.7.2	原処分妥当	24.9.13	答申どおり (棄却)
(情)81	情報公開審査会に諮問しなかった経緯及び特定の通知書の不適法を謝罪しない根拠	15.11.11	15.11.25	不存在		知事 (東広島地域事務所建設局竹原支局)	15.12.24	16.2.6	24.10.1	原処分妥当	24.12.14	答申どおり (棄却)
(情)83	峠橋改善計画, 実施時期を明示した文書	15.11.11	15.11.25	不存在		知事 (東広島地域事務所建設局竹原支局)	15.12.24	16.2.6	23.10.7	原処分妥当	24.4.11	答申どおり (棄却)

諮問 番号	対象行政文書名 (略称)	開示請求 年月日	決 定 年月日	決 定 内 容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮問年月日	答申年月日	答申内容	決定等年月日	決定等内容
(情) 85	特定の開示請求書の取扱いについて、当該開示請求書の受付及び情報公開審査会への諮問要否判断文書	15.8.13	15.8.27	不存在		知 事 (行政情報室)	15.9.8	16.2.16	<a href="#">24.10.1</a>	<a href="#">原処分妥当</a>	<a href="#">24.12.5</a>	<a href="#">答申どおり (棄却)</a>
(情) 86	情報公開審査会会議録	15.8.13	15.8.27	開 示		知 事 (行政情報室)	15.9.22	16.2.16	<a href="#">24.10.1</a>	<a href="#">一部認容</a>	<a href="#">24.12.5</a>	<a href="#">答申どおり (一部認容)</a>
(情) 87	開示請求に係る不作為についての異議申立てに対する決定の起案文書	15.8.25	15.9.8	部分開示	第2号	知 事 (行政情報室)	15.9.22	16.2.16	<a href="#">24.10.1</a>	<a href="#">原処分妥当</a>	<a href="#">24.12.5</a>	<a href="#">答申どおり (棄却)</a>
(情) 88	特定の異議申立書を受理して以降の措置に関する文書	15.11.4	15.11.18	不存在		知 事 (行政情報室)	15.12.2	16.2.16	<a href="#">24.10.1</a>	<a href="#">原処分妥当</a>	<a href="#">24.12.5</a>	<a href="#">答申どおり (棄却)</a>
(情) 92	峠橋安全性判断文書又は法令により架け替え義務のない根拠文書	15.12.8	15.12.22	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	16.1.7	16.2.24	23.10.7	<a href="#">原処分妥当</a>	<a href="#">24.4.11</a>	<a href="#">答申どおり (棄却)</a>
(情) 93	車両制限令第5条及び第9条の適用検討記録	15.12.8	15.12.22	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	16.1.7	16.2.24	23.9.22	<a href="#">原処分妥当</a>	<a href="#">24.4.11</a>	<a href="#">答申どおり (棄却)</a>
(情) 96	護岸取付けの階段取っ手部分が道路幅に含まれるか否かの判断文書	15.12.8	15.12.22	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	16.1.7	16.2.24	23.9.22	<a href="#">原処分妥当</a>	<a href="#">24.4.11</a>	<a href="#">答申どおり (棄却)</a>
(情) 97	竹原支局工務課で保存している又は保存することとなっている、防護柵の設置協議等	15.12.9	16.1.16	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	16.1.20	16.2.24	<a href="#">24.7.2</a>	<a href="#">原処分妥当</a>	<a href="#">24.9.13</a>	<a href="#">答申どおり (棄却)</a>
(情) 98	特定の報告書に記載されている内容に関して、河川余裕高、橋梁余裕高が分かる文書	15.12.9	15.12.24	開 示		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	16.1.7	16.2.24	<a href="#">24.7.2</a>	<a href="#">原処分妥当</a>	<a href="#">24.9.13</a>	<a href="#">答申どおり (棄却)</a>
	特定の報告書に記載されている内容に関して、計画高水位、道路幅が分かる文書	15.12.9	15.12.24	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	16.1.7	16.2.24	<a href="#">24.7.2</a>	<a href="#">原処分妥当</a>	<a href="#">24.9.13</a>	<a href="#">答申どおり (棄却)</a>

諮問 番号	対象行政文書名 (略称)	開示請求 年月日	決 定 年月日	決 定 内 容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮問年月日	答申年月日	答申内容	決定等年月日	決定等内容
(情) 99	特定の報告書に記載されている文言を具体的に検証した記録等	15.12.9	15.12.24	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	16.1.7	16.2.24	<a href="#">24.7.2</a>	原処分妥当	<a href="#">24.9.13</a>	<a href="#">答申どおり (棄却)</a>
(情) 100	特定の報告書に記載されている内容について、竹原市と協議した内容等	15.12.9	15.12.24	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	16.1.7	16.2.24	<a href="#">24.7.2</a>	原処分妥当	<a href="#">24.9.13</a>	<a href="#">答申どおり (棄却)</a>
	特定の報告書に記載されている内容について、竹原支局内での対応措置検討記録	15.12.9	15.12.24	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	16.1.7	16.2.24	<a href="#">24.7.2</a>	原処分妥当	<a href="#">24.9.13</a>	<a href="#">答申どおり (棄却)</a>
(情) 102	底張コンクリート工を施工するに至った理由や根拠記載文書	15.12.9	15.12.24	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	16.1.7	16.2.24	<a href="#">24.9.27</a>	原処分妥当	<a href="#">24.12.14</a>	<a href="#">答申どおり (棄却)</a>
(情) 103	竹原市道「峠郷線」を走行した実施方法などを記録した文書	15.12.9	15.12.24	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	16.1.7	16.2.24	<a href="#">24.12.5</a>	認容	<a href="#">25.2.19</a>	<a href="#">答申どおり (認容)</a>
(情) 104	「郷川」に架けられている橋の設置時期調査記録	15.12.9	15.12.24	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	16.1.7	16.2.24	<a href="#">24.9.27</a>	認容	<a href="#">24.12.14</a>	<a href="#">答申どおり (認容)</a>
(情) 105	特定の文書に係る起案文書	15.12.9	15.12.24	部分開示	第2号	知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	16.1.7	16.2.24	<a href="#">24.11.14</a>	一部認容	<a href="#">25.2.19</a>	<a href="#">答申どおり (一部認容)</a>
(情) 107	土木建築部と検討・協議した記録	15.12.16	16.1.5	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	16.1.13	16.2.24	<a href="#">24.11.14</a>	原処分妥当	<a href="#">25.2.19</a>	<a href="#">答申どおり (棄却)</a>
(情) 108	峠橋が橋梁等設置基準数値を何cm充足していないか等を明示した文書	15.12.16	16.1.5	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	16.1.13	16.2.24	<a href="#">24.11.14</a>	原処分妥当	<a href="#">25.2.19</a>	<a href="#">答申どおり (棄却)</a>
(情) 121	「郷川」, 「本郷川」及「本郷川及び支川」の砂防設備台帳	16.1.7	16.1.21	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	16.1.27	16.3.10	<a href="#">24.9.27</a>	原処分妥当	<a href="#">24.12.14</a>	<a href="#">答申どおり (棄却)</a>

諮問 番号	対象行政文書名 (略称)	開示請求 年月日	決 定 年月日	決 定 内 容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮問年月日	答申年月日	答申内容	決定等年月日	決定等内容
(情) 124	峠橋が政府から排他的 使用を認められているこ と等を記録した文書	16.1.7	16.1.21	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	16.1.27	16.3.10	<a href="#">24.11.14</a>	原処分妥当	<a href="#">25.2.19</a>	<a href="#">答申どおり (棄却)</a>
	政府からの許可が必要ない ということであれば、当該根 拠を記載している文書	16.1.7	16.1.21	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	16.1.27	16.3.10	<a href="#">24.11.14</a>	原処分妥当	<a href="#">25.2.19</a>	<a href="#">答申どおり (棄却)</a>
(情) 125	郷川及び本郷川の河川 現況台帳	16.1.7	16.1.21	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	16.1.27	16.3.10	<a href="#">24.9.27</a>	原処分妥当	<a href="#">24.12.14</a>	<a href="#">答申どおり (棄却)</a>
(情) 129	道路法及び車両制限令を 適用すると通行できないは ずであるが、通行できるとし た根拠	16.1.7	16.1.21	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	16.1.27	16.3.10	<a href="#">24.12.5</a>	原処分妥当	<a href="#">25.2.19</a>	<a href="#">答申どおり (棄却)</a>
	道路管理者が自動車通行 を前提としていないことを踏 まえ、どのように法令を解釈 したのかが分かる文書	16.1.7	16.1.21	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	16.1.27	16.3.10	<a href="#">24.12.5</a>	原処分妥当	<a href="#">25.2.19</a>	<a href="#">答申どおり (棄却)</a>
(情) 597	平成23年度広島県・広島市 公立学校教員採用候補者 選考試験における学習指導 案作成問題採点基準等	22.10.15	22.10.29	部分開示 不開示	第6号	教育委員会	22.12.27	23.3.4	24.3.13	一部認容	<a href="#">24.4.2</a>	<a href="#">答申どおり (一部認容)</a>
	平成23年度教員採用候補 者選考試験第一次試験中 学校「教科に関する専門教 育科目」の採点業務依頼に 関する文書	22.10.15	22.10.29	不開示	第6号	教育委員会	22.12.27	23.3.4	24.3.13	原処分妥当	<a href="#">24.4.2</a>	<a href="#">答申どおり (棄却)</a>
23(情) 57	公有地(河川)の境界確 定協議書	23.7.25	23.8.5	不存在		知 事 (東部建設事務所 三原支所)	23.8.6	23.8.22	24.2.27	原処分妥当	<a href="#">24.4.20</a>	<a href="#">答申どおり (棄却)</a>
23(情) 58	公有地(河川)の境界確 定協議書	23.7.25	23.8.5	不開示	第2号	知 事 (東部建設事務所 三原支所)	23.8.6	23.8.22	24.2.27	一部認容	<a href="#">24.4.20</a>	<a href="#">答申どおり (一部認容)</a>

諮問番号	対象行政文書名 (略称)	開示請求年月日	決定年月日	決定内容	不開示理由	実施機関	不服申立年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮問年月日	答申年月日	答申内容	決定等年月日	決定等内容
23(情)73	学校における「日の丸掲揚・君が代斉唱・元号標記」の実施・強罰に関する資料	23.10.6	23.10.18	不存在		知事 (学事課)	23.11.24	23.12.2	<a href="#">24.7.17</a>	認容	25.10.24	答申どおり (認容)
23(情)74	学校における「日の丸掲揚・君が代斉唱・元号標記」の実施・強罰に関する資料	23.10.6	23.10.18	不存在		教育委員会	23.11.24	23.12.5	<a href="#">24.7.17</a>	認容	<a href="#">24.8.29</a>	答申どおり (認容)
23(情)108	特定日の開示請求書の別紙事項のうち次に掲げる事項	23.11.24	23.12.8	不存在		知事 (循環型社会課)	24.2.3	24.3.21	<a href="#">25.3.14</a>	一部認容	25.9.13	答申どおり (一部認容)
24(情)1	特定の団体ごとの用地補償費	24.2.29	24.3.13	不開示	第2号 第3号 第6号	広島高速道路公社	<a href="#">24.4.16</a>	<a href="#">24.4.17</a>	<a href="#">25.2.19</a>	一部認容	25.4.26	答申どおり (一部認容)
24(情)69	未就職卒業者等就業体験事業の実績報告書に添付された労働条件通知書等	<a href="#">24.4.13</a>	<a href="#">24.5.18</a>	不存在		知事 (雇用基金特別対策プロジェクト・チーム)	<a href="#">24.6.8</a>	<a href="#">24.6.18</a>	<a href="#">25.3.26</a>	原処分妥当	25.4.22	答申どおり (棄却)
24(情)70	特定漁業許可不服審査請求に関する打合せの復命書	24.2.13	24.2.24	部分開示	第5号	知事 (水産課)	<a href="#">24.4.25</a>	<a href="#">24.6.19</a>	<a href="#">25.2.6</a>	一部認容	25.5.9	答申どおり (一部認容)
24(情)76	特定の広島県職員措置請求に係る監査の結果における確認内容の根拠となる資料の写し等	<a href="#">24.5.14</a>	<a href="#">24.5.23</a>	不開示	第6号 第7号	監査委員	<a href="#">24.6.8</a>	<a href="#">24.7.11</a>	<a href="#">25.3.26</a>	原処分妥当	25.4.25	答申どおり (棄却)

(イ) 平成24年度中に広島県情報公開・個人情報保護審査会への諮問をすることなく実施機関が裁決又は決定を行ったもの(1件)

諮問番号	対象行政文書名 (略称)	開示請求年月日	決定年月日	決定内容	不開示理由	実施機関	不服申立年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮問年月日	答申年月日	答申内容	決定等年月日	決定等内容
—	特定漁業許可不服審査請求に関する打合せの復命書	—	—	—		知事 (水産課)	<a href="#">24.4.25</a>	—	—	—	<a href="#">24.6.14</a>	却下

(ウ) 平成24年度中に新たに広島県情報公開・個人情報保護審査会に諮問があったもの(117件)

【諮問番号順】

諮問番号	対象行政文書名(略称)	開示請求 年月日	決定 年月日	決定 内容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮問年月日	答申年月日	答申内容	決定等年月日	決定等内容
24(情) 1	特定の団体ごとの用地 補償費	24.2.29	24.3.13	不開示	第2号 第3号 第6号	広島高速道路公社	24.4.16	24.4.17	25.2.19	一部認容	25.4.26	答申どおり (一部認容)
24(情) 2	特定の期間において砂防 課が国土交通省の関係部 署から取得又は国土交通 省の関係部署宛てに作成 した文書	23.12.6	24.2.3	開示		知 事 (砂防課)	24.3.25	24.4.20				
24(情) 3	特定の期間において砂防 課が国土交通省の関係部 署から取得又は国土交通 省の関係部署宛てに作成 した文書	24.1.11	24.3.9	部分開示	第2号 第6号	知 事 (砂防課)	24.3.26	24.4.20				
24(情) 4	特定の期間において河川 課が国土交通省の関係部 署から取得又は国土交通 省の関係部署宛てに作成 した文書	23.12.6	24.2.3	部分開示	第2号 第6号	知 事 (河川課)	24.3.25	24.4.25				
24(情) 5	特定の期間において河川 課が国土交通省の関係部 署から取得又は国土交通 省の関係部署宛てに作成 した文書	24.1.11	24.3.9	部分開示	第2号 第5号 第6号	知 事 (河川課)	24.3.26	24.4.25				
24(情) 6	特定の郵便物について高 額な郵便料金を公費で負担 したことが、適正な行政手 法であることを説明等して いる文書等	24.3.19	24.3.29	不存在		知 事 (西部建設事務所 東広島支所)	24.4.15	24.4.27				

諮問番号	対象行政文書名(略称)	開示請求 年月日	決定 年月日	決定 内容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮問年月日	答申年月日	答申内容	決定等年月日	決定等内容
24(情) 7	特定の郵便物について高額な郵便料金を公費で負担したことが、適正な行政手法であることを説明等している文書等	24.3.19	24.3.29	不存在		知事 (西部建設事務所 東広島支所)	<a href="#">24.4.15</a>	<a href="#">24.4.27</a>				
24(情) 8	特定の郵便物について高額な郵便料金を公費で負担したことが、適正な行政手法であることを説明等している文書等	24.3.19	24.3.29	不存在		知事 (西部建設事務所 東広島支所)	<a href="#">24.4.15</a>	<a href="#">24.4.27</a>				
24(情) 9	特定の郵便物について高額な郵便料金を公費で負担したことが、適正な行政手法であることを説明等している文書等	24.3.19	24.3.29	不存在		知事 (西部建設事務所 東広島支所)	<a href="#">24.4.15</a>	<a href="#">24.4.27</a>				
24(情) 10	特定の郵便物について高額な郵便料金を公費で負担したことが、適正な行政手法であることを説明等している文書等	24.3.19	24.3.29	不存在		知事 (西部建設事務所 東広島支所)	<a href="#">24.4.15</a>	<a href="#">24.4.27</a>				
24(情) 11	特定の郵便物について高額な郵便料金を公費で負担したことが、適正な行政手法であることを説明等している文書等	24.3.19	24.3.29	不存在		知事 (西部建設事務所 東広島支所)	<a href="#">24.4.15</a>	<a href="#">24.4.27</a>				
24(情) 12	特定の郵便物について高額な郵便料金を公費で負担したことが、適正な行政手法であることを説明等している文書等	24.3.19	24.3.29	不存在		知事 (西部建設事務所 東広島支所)	<a href="#">24.4.15</a>	<a href="#">24.4.27</a>				

諮問番号	対象行政文書名(略称)	開示請求 年月日	決定 年月日	決定 内容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮問年月日	答申年月日	答申内容	決定等年月日	決定等内容
24(情) 13	特定の郵便物について高額な郵便料金を公費で負担したことが、適正な行政手法であることを説明等している文書等	24.3.19	24.3.29	不存在		知事 (西部建設事務所 東広島支所)	<a href="#">24.4.15</a>	<a href="#">24.4.27</a>				
24(情) 14	特定の郵便物について高額な郵便料金を公費で負担したことが、適正な行政手法であることを説明等している文書等	24.3.19	24.3.29	不存在		知事 (西部建設事務所 東広島支所)	<a href="#">24.4.15</a>	<a href="#">24.4.27</a>				
24(情) 15	特定の郵便物について高額な郵便料金を公費で負担したことが、適正な行政手法であることを説明等している文書等	24.3.19	24.3.29	不存在		知事 (西部建設事務所 東広島支所)	<a href="#">24.4.15</a>	<a href="#">24.4.27</a>				
24(情) 16	特定の郵便物について高額な郵便料金を公費で負担したことが、適正な行政手法であることを説明等している文書等	24.3.19	24.3.29	不存在		知事 (西部建設事務所 東広島支所)	<a href="#">24.4.15</a>	<a href="#">24.4.27</a>				
24(情) 17	特定の郵便物について高額な郵便料金を公費で負担したことが、適正な行政手法であることを説明等している文書等	24.3.19	24.3.29	不存在		知事 (西部建設事務所 東広島支所)	<a href="#">24.4.15</a>	<a href="#">24.4.27</a>				
24(情) 18	特定の郵便物について高額な郵便料金を公費で負担したことが、適正な行政手法であることを説明等している文書等	24.3.19	24.3.29	不存在		知事 (西部建設事務所 東広島支所)	<a href="#">24.4.15</a>	<a href="#">24.4.27</a>				

諮問番号	対象行政文書名(略称)	開示請求 年月日	決定 年月日	決定 内容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮問年月日	答申年月日	答申内容	決定等年月日	決定等内容
24(情) 19	特定の郵便物について高額な郵便料金を公費で負担したことが、適正な行政手法であることを説明等している文書等	24.3.19	24.3.29	不存在		知事 (西部建設事務所 東広島支所)	<a href="#">24.4.15</a>	<a href="#">24.4.27</a>				
24(情) 20	特定の郵便物について高額な郵便料金を公費で負担したことが、適正な行政手法であることを説明等している文書等	24.3.19	24.3.29	不存在		知事 (西部建設事務所 東広島支所)	<a href="#">24.4.15</a>	<a href="#">24.4.27</a>				
24(情) 21	特定の郵便物について高額な郵便料金を公費で負担したことが、適正な行政手法であることを説明等している文書等	24.3.19	24.3.29	不存在		知事 (西部建設事務所 東広島支所)	<a href="#">24.4.15</a>	<a href="#">24.4.27</a>				
24(情) 22	特定の郵便物について高額な郵便料金を公費で負担したことが、適正な行政手法であることを説明等している文書等	24.3.19	24.3.29	不存在		知事 (西部建設事務所 東広島支所)	<a href="#">24.4.15</a>	<a href="#">24.4.27</a>				
24(情) 23	特定の郵便物について高額な郵便料金を公費で負担したことが、適正な行政手法であることを説明等している文書等	24.3.19	24.3.29	不存在		知事 (西部建設事務所 東広島支所)	<a href="#">24.4.15</a>	<a href="#">24.4.27</a>				
24(情) 24	特定の郵便物について高額な郵便料金を公費で負担したことが、適正な行政手法であることを説明等している文書等	24.3.19	24.3.29	不存在		知事 (西部建設事務所 東広島支所)	<a href="#">24.4.15</a>	<a href="#">24.4.27</a>				

諮問番号	対象行政文書名(略称)	開示請求 年月日	決定 年月日	決定 内容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮問年月日	答申年月日	答申内容	決定等年月日	決定等内容
24(情) 25	特定の郵便物について高額な郵便料金を公費で負担したことが、適正な行政手法であることを説明等している文書等	24.3.19	24.3.29	不存在		知事 (西部建設事務所 東広島支所)	<a href="#">24.4.15</a>	<a href="#">24.4.27</a>				
24(情) 26	特定の郵便物について高額な郵便料金を公費で負担したことが、適正な行政手法であることを説明等している文書等	24.3.19	24.3.29	不存在		知事 (西部建設事務所 東広島支所)	<a href="#">24.4.15</a>	<a href="#">24.4.27</a>				
24(情) 27	特定の郵便物について高額な郵便料金を公費で負担したことが、適正な行政手法であることを説明等している文書等	24.3.19	24.3.29	不存在		知事 (西部建設事務所 東広島支所)	<a href="#">24.4.15</a>	<a href="#">24.4.27</a>				
24(情) 28	特定の郵便物について高額な郵便料金を公費で負担したことが、適正な行政手法であることを説明等している文書等	24.3.19	24.3.29	不存在		知事 (西部建設事務所 東広島支所)	<a href="#">24.4.15</a>	<a href="#">24.4.27</a>				
24(情) 29	特定の郵便物について高額な郵便料金を公費で負担したことが、適正な行政手法であることを説明等している文書等	24.3.19	24.3.29	不存在		知事 (西部建設事務所 東広島支所)	<a href="#">24.4.15</a>	<a href="#">24.4.27</a>				
24(情) 30	特定の郵便物について高額な郵便料金を公費で負担したことが、適正な行政手法であることを説明等している文書等	24.3.19	24.3.29	不存在		知事 (西部建設事務所 東広島支所)	<a href="#">24.4.15</a>	<a href="#">24.4.27</a>				

諮問番号	対象行政文書名(略称)	開示請求 年月日	決定 年月日	決定 内容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮問年月日	答申年月日	答申内容	決定等年月日	決定等内容
24(情) 31	特定の郵便物について高額な郵便料金を公費で負担したことが、適正な行政手法であることを説明等している文書等	24.3.19	24.3.29	不存在		知事 (西部建設事務所 東広島支所)	<a href="#">24.4.15</a>	<a href="#">24.4.27</a>				
24(情) 32	特定の郵便物について高額な郵便料金を公費で負担したことが、適正な行政手法であることを説明等している文書等	24.3.19	24.3.29	不存在		知事 (西部建設事務所 東広島支所)	<a href="#">24.4.15</a>	<a href="#">24.4.27</a>				
24(情) 33	特定の郵便物について高額な郵便料金を公費で負担したことが、適正な行政手法であることを説明等している文書等	24.3.19	24.3.29	不存在		知事 (西部建設事務所 東広島支所)	<a href="#">24.4.15</a>	<a href="#">24.4.27</a>				
24(情) 34	特定の郵便物について高額な郵便料金を公費で負担したことが、適正な行政手法であることを説明等している文書等	24.3.19	24.3.29	不存在		知事 (西部建設事務所 東広島支所)	<a href="#">24.4.15</a>	<a href="#">24.4.27</a>				
24(情) 35	特定の郵便物について高額な郵便料金を公費で負担したことが、適正な行政手法であることを説明等している文書等	24.3.19	24.3.29	不存在		知事 (西部建設事務所 東広島支所)	<a href="#">24.4.15</a>	<a href="#">24.4.27</a>				
24(情) 36	特定の郵便物について高額な郵便料金を公費で負担したことが、適正な行政手法であることを説明等している文書等	24.3.19	24.3.29	不存在		知事 (西部建設事務所 東広島支所)	<a href="#">24.4.15</a>	<a href="#">24.4.27</a>				

諮問番号	対象行政文書名(略称)	開示請求 年月日	決定 年月日	決定 内容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮問年月日	答申年月日	答申内容	決定等年月日	決定等内容
24(情) 37	特定の郵便物について高額な郵便料金を公費で負担したことが、適正な行政手法であることを説明等している文書等	24.3.19	24.3.29	不存在		知事 (西部建設事務所 東広島支所)	<a href="#">24.4.15</a>	<a href="#">24.4.27</a>				
24(情) 38	特定の郵便物について高額な郵便料金を公費で負担したことが、適正な行政手法であることを説明等している文書等	24.3.19	24.3.29	不存在		知事 (西部建設事務所 東広島支所)	<a href="#">24.4.15</a>	<a href="#">24.4.27</a>				
24(情) 39	特定の郵便物について高額な郵便料金を公費で負担したことが、適正な行政手法であることを説明等している文書等	24.3.19	24.3.29	不存在		知事 (西部建設事務所 東広島支所)	<a href="#">24.4.15</a>	<a href="#">24.4.27</a>				
24(情) 40	特定の郵便物について高額な郵便料金を公費で負担したことが、適正な行政手法であることを説明等している文書等	24.3.19	24.3.29	不存在		知事 (西部建設事務所 東広島支所)	<a href="#">24.4.15</a>	<a href="#">24.4.27</a>				
24(情) 41	特定の郵便物について高額な郵便料金を公費で負担したことが、適正な行政手法であることを説明等している文書等	24.3.19	24.3.29	不存在		知事 (西部建設事務所 東広島支所)	<a href="#">24.4.15</a>	<a href="#">24.4.27</a>				
24(情) 42	特定の郵便物について高額な郵便料金を公費で負担したことが、適正な行政手法であることを説明等している文書等	24.3.19	24.3.29	不存在		知事 (西部建設事務所 東広島支所)	<a href="#">24.4.15</a>	<a href="#">24.4.27</a>				

諮問番号	対象行政文書名(略称)	開示請求 年月日	決定 年月日	決定 内容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮問年月日	答申年月日	答申内容	決定等年月日	決定等内容
24(情) 43	特定の郵便物について高額な郵便料金を公費で負担したことが、適正な行政手法であることを説明等している文書等	24.3.19	24.3.29	不存在		知事 (西部建設事務所 東広島支所)	<a href="#">24.4.15</a>	<a href="#">24.4.27</a>				
24(情) 44	特定の郵便物が、配達先に届けられた日を担当部署が確認したことを記録している文書等	24.3.19	24.3.29	不存在		知事 (西部建設事務所 東広島支所)	<a href="#">24.4.15</a>	<a href="#">24.4.27</a>				
24(情) 45	特定の郵便物が、配達先に届けられた日を担当部署が確認したことを記録している文書等	24.3.19	24.3.29	不存在		知事 (西部建設事務所 東広島支所)	<a href="#">24.4.15</a>	<a href="#">24.4.27</a>				
24(情) 46	特定の「実延長調書」の中で自動車交通不能とされている区間が含まれているにもかかわらず、自動車による通行が可能であると県知事が判断した法的根拠が記載されている文書	24.2.21	24.3.5	不存在		知事 (西部建設事務所 東広島支所)	<a href="#">24.4.23</a>	<a href="#">24.5.2</a>				
24(情) 47	特定の不許可処分の理由とされていた「必要不可欠性が認められない」という記述が同一の橋梁設置申請に対する不許可処分の理由にないことから、「必要不可欠性を認める」という判断に変更した経緯等が記載されている文書	24.2.21	24.3.5	不存在		知事 (西部建設事務所 東広島支所)	<a href="#">24.4.23</a>	<a href="#">24.5.2</a>				

諮問番号	対象行政文書名(略称)	開示請求 年月日	決定 年月日	決定 内容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮問年月日	答申年月日	答申内容	決定等年月日	決定等内容
24(情) 48	特定の期間において砂防課が国土交通省の関係部署から取得又は国土交通省の関係部署宛てに作成した文書	24.2.7	<a href="#">24.4.6</a>	部分開示	第2号 第6号	知 事 (砂防課)	<a href="#">24.4.15</a>	<a href="#">24.5.2</a>				
24(情) 49	特定の書類が「特定記録」扱いの郵便で配達先に届けられた日を担当部署が確認したことを記録している文書等(20件)	24.3.19	<a href="#">24.4.2</a>	不存在		知 事 (砂防課)	<a href="#">24.4.15</a>	<a href="#">24.5.2</a>				
24(情) 50	特定の通知書が「特定記録」扱いの郵便で配達先に届けられた日を担当部署が確認したことを記録している文書等(8件)	24.3.19	<a href="#">24.4.2</a>	不存在		知 事 (土木総務課)	<a href="#">24.4.15</a>	<a href="#">24.5.10</a>				
24(情) 51	特定の通知書が郵送で配達先に届けられた日を担当部署が確認したことを記録している文書等	24.3.19	<a href="#">24.4.2</a>	不存在		知 事 (技術企画課)	<a href="#">24.4.15</a>	<a href="#">24.5.10</a>				
24(情) 52	特定の不許可処分の決裁をする際にはB5サイズの理由書を決裁文書に綴じこまなかった事実を図面袋の上辺にホッチキス止めされた状態に仮装し、情報公開が適正であったかのごとく画策したことが適正な行政手法であることを記載している文書	<a href="#">24.4.4</a>	<a href="#">24.4.16.</a>	不存在		知 事 (西部建設事務所 東広島支所)	<a href="#">24.4.30</a>	<a href="#">24.5.14</a>				

諮問番号	対象行政文書名(略称)	開示請求 年月日	決定 年月日	決定 内容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮問年月日	答申年月日	答申内容	決定等年月日	決定等内容
24(情) 53	特定の書類が「特定記録」扱いの郵便で配達先に届けられた日を担当部署が確認したことを記録している文書等(10件)	24.3.19	<a href="#">24.4.2</a>	不存在		知事 (道路河川管理課)	<a href="#">24.4.15</a>	<a href="#">24.5.21</a>				
24(情) 54	特定の期間において河川課が国土交通省の関係部署から取得又は国土交通省の関係部署宛てに作成した文書	24.2.7	<a href="#">24.4.6</a>	不存在		知事 (河川課)	<a href="#">24.4.15</a>	<a href="#">24.5.22</a>				
24(情) 55	特定の審査会諮問通知書の「不服申立ての内容」欄に記載されている「不適当な判断である」という記述で「当」の漢字を記載した根拠が記載されている文書等	24.2.28	24.3.13	不存在		知事 (道路整備課)	<a href="#">24.4.30</a>	<a href="#">24.5.23</a>				
24(情) 56	特定の審査会諮問通知書の「不服申立ての内容」欄に異議申立書に記載されていた内容の一部が記述されていないことについて、その根拠が記載されている文書等	24.2.28	24.3.13	不存在		知事 (砂防課)	<a href="#">24.4.30</a>	<a href="#">24.5.24</a>				
24(情) 57	特定の期間において砂防課が国土交通省の関係部署から取得又は国土交通省の関係部署宛てに作成した文書	24.3.6	<a href="#">24.5.2</a>	部分開示	第2号 第5号 第6号	知事 (砂防課)	<a href="#">24.5.21</a>	<a href="#">24.6.12</a>				
24(情) 58	特定の自動車県庁外来者駐車場を利用していた事実を把握等した経緯等が記載されている文書等	<a href="#">24.4.4</a>	<a href="#">24.4.16</a>	不存在		知事 (総務課)	<a href="#">24.5.21</a>	<a href="#">24.6.12</a>				

諮問番号	対象行政文書名(略称)	開示請求 年月日	決定 年月日	決定 内容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮問年月日	答申年月日	答申内容	決定等年月日	決定等内容
24(情) 59	特定の依頼文に係る決 裁文書	<a href="#">24.4.4</a>	<a href="#">24.4.16</a>	開示		知 事 (総務課)	<a href="#">24.5.21</a>	<a href="#">24.6.12</a>				
24(情) 60	特定の依頼文で県が明らか にしている事実が、自らで はなく外部からの指摘など により明白になるまでは、県 が行う情報公開の適正な手 法として容認されていること が確認できる取扱要領など の文書	<a href="#">24.4.4</a>	<a href="#">24.4.16</a>	不存在		知 事 (総務課)	<a href="#">24.5.21</a>	<a href="#">24.6.12</a>				
24(情) 61	特定の行政文書不存在通 知書の「開示請求に係る行 政文書の件名又は内容」欄 において、「例示された」と いう文字を一方的に使用し た記述が県による適正な行 政手法による記述であること が確認できる文書	<a href="#">24.4.4</a>	<a href="#">24.4.16</a>	不存在		知 事 (総務課)	<a href="#">24.5.21</a>	<a href="#">24.6.12</a>				
24(情) 62	特定の行政文書不存在通 知書の「開示請求に係る行 政文書の件名又は内容」欄 において、「例示された」と いう文字を一方的に使用し た記述が県による適正な行 政手法による記述であること が確認できる文書	<a href="#">24.4.4</a>	<a href="#">24.4.16</a>	不存在		知 事 (総務課)	<a href="#">24.5.21</a>	<a href="#">24.6.12</a>				

諮問番号	対象行政文書名(略称)	開示請求年月日	決定年月日	決定内容	不開示理由	実施機関	不服申立年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮問年月日	答申年月日	答申内容	決定等年月日	決定等内容
24(情)63	特定の行政文書不存在通知書の「開示請求に係る行政文書の件名又は内容」欄において、「例示された」という文字を一方的に使用した記述が県による適正な行政手法による記述であることが確認できる文書	<a href="#">24.4.4</a>	<a href="#">24.4.16</a>	不存在		知事 (総務課)	<a href="#">24.5.21</a>	<a href="#">24.6.12</a>				
24(情)64	特定の行政文書不存在通知書の「開示請求に係る行政文書の件名又は内容」欄の表記が県の条例等に基づいた適正な判断であるということが記載されている決裁文書	24.3.19	24.3.29	不存在		知事 (総務課)	<a href="#">24.5.21</a>	<a href="#">24.6.12</a>				
24(情)65	特定の行政文書不存在通知書の「開示請求に係る行政文書の件名又は内容」欄に記載された「特定日付けの提言」	24.3.19	24.3.29	部分開示	第2号	知事 (総務課)	<a href="#">24.5.21</a>	<a href="#">24.6.12</a>				
24(情)66	特定の自動車県庁外来者駐車場を利用していた事実を把握等した経緯等が記載されている文書等	<a href="#">24.4.23</a>	<a href="#">24.5.7</a>	不存在		知事 (総務課)	<a href="#">24.5.21</a>	<a href="#">24.6.12</a>				
24(情)67	開示決定等通知書の「開示請求に係る行政文書の件名又は内容」欄の表示に当たって、該当する開示請求書に記載された色、車名、車番を記載しないことが県による適正な行政手法であることを明記している文書	<a href="#">24.4.23</a>	<a href="#">24.5.7</a>	不存在		知事 (総務課)	<a href="#">24.5.21</a>	<a href="#">24.6.12</a>				

諮問番号	対象行政文書名(略称)	開示請求 年月日	決定 年月日	決定 内容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮問年月日	答申年月日	答申内容	決定等年月日	決定等内容
24(情) 68	開示決定等通知書の「開示請求に係る行政文書の件名又は内容」欄の表示に当たって、該当する開示請求書に記載された会社名を記載しないことが県による適正な行政手法であることを明記している文書	<a href="#">24.4.23</a>	<a href="#">24.5.7</a>	不存在		知事 (総務課)	<a href="#">24.5.21</a>	<a href="#">24.6.12</a>				
24(情) 69	未就職卒業者等就業体験事業の実績報告書に添付された労働条件通知書等	<a href="#">24.4.13</a>	<a href="#">24.5.18</a>	不存在		知事 (雇用基金特別対策プロジェクト・チーム)	<a href="#">24.6.8</a>	<a href="#">24.6.18</a>	<a href="#">25.3.26</a>	<a href="#">原処分妥当</a>	<a href="#">25.4.22</a>	<a href="#">答申どおり (棄却)</a>
24(情) 70	特定漁業許可不服審査請求に関する打合せの復命書	24.2.13	24.2.24	部分開示	第5号	知事 (水産漁港課)	<a href="#">24.4.25</a>	<a href="#">24.6.19</a>	<a href="#">25.2.6</a>	<a href="#">一部認容</a>	<a href="#">25.5.9</a>	<a href="#">答申どおり (一部認容)</a>
24(情) 71	平成23年度社会資本整備総合交付金調書に記載された特定の事業費の本工事費等の金額が算出された根拠となる資料等(13件)	<a href="#">24.5.22</a>	<a href="#">24.6.5</a>	不存在		知事 (道路河川管理課)	<a href="#">24.6.11</a>	<a href="#">24.6.28</a>				
24(情) 72	総務局総務課が、具体的な名称に係る開示請求の事実を隠ぺいしようと画策した根拠が記載されている取扱要領などの文書等	<a href="#">24.5.22</a>	<a href="#">24.6.5</a>	不存在		知事 (総務課)	<a href="#">24.6.11</a>	<a href="#">24.6.29</a>				
24(情) 73	総務局総務課が、具体的な名称に係る開示請求の事実を隠ぺいしようと画策した根拠が記載されている取扱要領などの文書等	<a href="#">24.5.22</a>	<a href="#">24.6.5</a>	不存在		知事 (総務課)	<a href="#">24.6.11</a>	<a href="#">24.6.29</a>				

諮問番号	対象行政文書名(略称)	開示請求 年月日	決定 年月日	決定 内容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮問年月日	答申年月日	答申内容	決定等年月日	決定等内容
24(情) 74	特定の期間において河川課が国土交通省の関係部署から取得又は国土交通省の関係部署宛てに作成した文書	24.3.6	<a href="#">24.5.2</a>	不存在		知事 (河川課)	<a href="#">24.5.21</a>	<a href="#">24.7.12</a>				
24(情) 75	特定の決裁書に記載された事実が記録されている文書(電磁的データを含む)	<a href="#">24.5.1</a>	<a href="#">24.5.10</a>	部分開示	第2号	知事 (西部建設事務所 東広島支所)	<a href="#">24.7.9</a>	<a href="#">24.7.17</a>				
24(情) 76	特定の広島県職員措置請求に係る監査の結果における確認内容の根拠となる資料の写し等	<a href="#">24.5.14</a>	<a href="#">24.5.23</a>	不開示	第6号 第7号	監査委員	<a href="#">24.6.8</a>	<a href="#">24.7.11</a>	<a href="#">25.3.26</a>	<a href="#">原処分妥当</a>	25.4.25	答申どおり (棄却)
24(情) 77	広島県西部子ども家庭センターが保有する、請求者の子に関する記録	<a href="#">24.8.10</a>	<a href="#">24.8.20</a>	存否応答 拒否		知事 (西部子ども家庭 センター)	<a href="#">24.9.3</a>	<a href="#">24.9.20</a>	25.9.18	<a href="#">原処分妥当</a>	26.1.8	答申どおり (棄却)
24(情) 78	特定の損害賠償請求住民訴訟事件における特定の法律事務所との委任契約書等	<a href="#">24.8.15</a>	<a href="#">24.8.29</a>	不開示	第2号 第3号 第6号	知事 (雇用基金特別対策 プロジェクト・チーム)	<a href="#">24.9.19</a>	<a href="#">24.10.18</a>	25.9.4	<a href="#">一部認容</a>	25.11.20	答申どおり (一部認容)
24(情) 79	特定の期間における特定の市町の医療機関の立入検査に関する一切の文書	<a href="#">24.9.13</a>	<a href="#">24.9.25</a>	不開示	第6号	知事 (西部東厚生環境 事務所)	<a href="#">24.10.11</a>	<a href="#">24.10.29</a>	26.1.30	<a href="#">一部認容</a>		
24(情) 80	特定の期間における特定の市町の医療機関の立入検査に関する一切の文書	<a href="#">24.9.13</a>	<a href="#">24.9.25</a>	不開示	第6号	知事 (東部厚生環境事 務所)	<a href="#">24.10.11</a>	<a href="#">24.10.26</a>	26.1.30	<a href="#">一部認容</a>		
24(情) 81	特定の期間における特定の市町の医療機関の立入検査に関する一切の文書	<a href="#">24.9.13</a>	<a href="#">24.9.25</a>	不開示	第6号	知事 (東部厚生環境事 務所福山支所)	<a href="#">24.10.11</a>	<a href="#">24.10.26</a>	26.1.30	<a href="#">一部認容</a>		
24(情) 82	特定地番の土地の産業廃棄物の処理に関する文書	<a href="#">24.10.25</a>	<a href="#">24.11.7</a>	存否応答 拒否		知事 (西部厚生環境事 務所)	<a href="#">24.11.15</a>	<a href="#">24.12.5</a>	25.10.7	<a href="#">原処分妥当</a>	25.12.5	答申どおり (一部認容)

諮問番号	対象行政文書名(略称)	開示請求 年月日	決定 年月日	決定 内容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮問年月日	答申年月日	答申内容	決定等年月日	決定等内容
24(情) 83	特定の工事について、工事 施工者である建設業者に対 して土木局建設産業課が行 った調査等の記録	<a href="#">24.11.5</a>	<a href="#">24.11.19</a>	存否応答 拒否		知 事 (建設産業課)	<a href="#">24.11.29</a>	<a href="#">24.12.11</a>	<a href="#">25.10.30</a>	原処分妥当		
24(情) 84	特定の答申の内容とは異なる 結果となった「とじ穴の跡 が明示されている部分開示 を県知事が行った処分」が 適正であることを確認でき る文書	<a href="#">25.1.7</a>	<a href="#">25.1.18</a>	不存在		知 事 (西部建設事務所 東広島支所)	<a href="#">25.1.28</a>	<a href="#">25.2.6</a>				
24(情) 85	特定の不許可処分が適正な 処分ではなかった理由及び 法的根拠を申請人等へ説明 したことが記録されている文 書	<a href="#">25.1.7</a>	<a href="#">25.1.18</a>	不存在		知 事 (西部建設事務所 東広島支所)	<a href="#">25.1.28</a>	<a href="#">25.2.6</a>				
24(情) 86	特定の不許可処分が適正な 処分ではなかったことにつ いて申請人等へ謝罪したこ とが記録されている文書	<a href="#">25.1.7</a>	<a href="#">25.1.18</a>	不存在		知 事 (西部建設事務所 東広島支所)	<a href="#">25.1.28</a>	<a href="#">25.2.6</a>				
24(情) 87	特定の決裁文書を起案した 当初から申請人から提出さ れたB5サイズの理由書が 当該決裁文書中にある図面 袋の上辺にホッチキス止め された状態で添付されてい たかのごとく仮装した事実 が確認できる文書	<a href="#">25.1.7</a>	<a href="#">25.1.18</a>	不存在		知 事 (西部建設事務所 東広島支所)	<a href="#">25.1.28</a>	<a href="#">25.2.6</a>				

諮問番号	対象行政文書名(略称)	開示請求 年月日	決定 年月日	決定 内容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮問年月日	答申年月日	答申内容	決定等年月日	決定等内容
24(情) 88	申請人から提出されたB5サイズの理由書が特定の決裁文書の決裁の時点から、図面袋の上辺にホッチキス止めされた状態であったかのごとく審査会へ虚偽の内容を説明したことが、適正な行政手法であったことを記載している文書	<a href="#">25.1.7</a>	<a href="#">25.1.18</a>	不存在		知事 (西部建設事務所 東広島支所)	<a href="#">25.1.28</a>	<a href="#">25.2.6</a>				
24(情) 89	申請橋梁の右岸側に生じる県道との危険な高低差を減少させるために、県道の路面をかさ上げる必要性を検討等したことが記録されている文書	<a href="#">25.1.7</a>	<a href="#">25.1.18</a>	不存在		知事 (西部建設事務所 東広島支所)	<a href="#">25.1.28</a>	<a href="#">25.2.6</a>				
24(情) 90	県道の路面のかさ上げについて、県が行う峠橋の架け替え改修工事にあたっては認められ、命を守るために申請した橋梁の設置工事にあたっては容認しないというそれぞれの内容やその判断の過程等が記載されている文書	<a href="#">25.1.7</a>	<a href="#">25.1.18</a>	不存在		知事 (西部建設事務所 東広島支所)	<a href="#">25.1.28</a>	<a href="#">25.2.6</a>				
24(情) 91	特定の河川護岸改良を行うことを県として容認したことが分かる内容を記載している文書	<a href="#">25.1.7</a>	<a href="#">25.1.18</a>	不存在		知事 (西部建設事務所 東広島支所)	<a href="#">25.1.28</a>	<a href="#">25.2.6</a>				
24(情) 92	県が特定の河川護岸改良を行うことを容認していない場合には、そのことが分かる根拠が記載している文書	<a href="#">25.1.7</a>	<a href="#">25.1.18</a>	不存在		知事 (西部建設事務所 東広島支所)	<a href="#">25.1.28</a>	<a href="#">25.2.6</a>				

諮問番号	対象行政文書名(略称)	開示請求 年月日	決定 年月日	決定 内容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮問年月日	答申年月日	答申内容	決定等年月日	決定等内容
24(情) 93	申請橋梁付近より下流側床固工間の河床を現況より下げる等の必要性を検討又は協議したことが記録されている文書	<a href="#">25.1.7</a>	<a href="#">25.1.18</a>	不存在		知事 (西部建設事務所 東広島支所)	<a href="#">25.1.28</a>	<a href="#">25.2.6</a>				
24(情) 94	現況の河床高を掘下げる判断について、県が行う峠橋の架け替え改修工事の場合には認められ、生命を守るために申請した橋梁の設置工事にあたっては容認しないというそれぞれの内容やその判断の過程等が記載されている文書	<a href="#">25.1.7</a>	<a href="#">25.1.18</a>	不存在		知事 (西部建設事務所 東広島支所)	<a href="#">25.1.28</a>	<a href="#">25.2.6</a>				
24(情) 95	特定の不許可処分における理由の一つとされた「進入路がある」という点について、当該不許可処分を強行したことを反省し、申請人等へ謝罪したことが記録されている文書	<a href="#">25.1.7</a>	<a href="#">25.1.18</a>	不存在		知事 (西部建設事務所 東広島支所)	<a href="#">25.1.28</a>	<a href="#">25.2.6</a>				
24(情) 96	特定の不許可処分における最も大きな理由とされた「近くに橋がある」という点について、当該不許可処分を強行したことを反省し、申請人等へ謝罪したことが記録されている文書	<a href="#">25.1.7</a>	<a href="#">25.1.18</a>	不存在		知事 (西部建設事務所 東広島支所)	<a href="#">25.1.28</a>	<a href="#">25.2.6</a>				

諮問番号	対象行政文書名(略称)	開示請求 年月日	決定 年月日	決定 内容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)		
								諮問年月日	答申年月日	答申内容	決定等年月日	決定等内容	
24(情) 97	特定の期間において道路河川管理課が国土交通省の関係部署から取得又は国土交通省の関係部署宛てに作成した文書	23.12.6	24.2.3	部分開示	第5号	知事 (道路河川管理課)	24.3.25	<a href="#">25.2.13</a>					
24(情) 99	特定の期間において道路河川管理課が国土交通省の関係部署から取得又は国土交通省の関係部署宛てに作成した文書	24.2.7	<a href="#">24.4.6</a>	部分開示	第2号 第3号 第5号 第6号	知事 (道路河川管理課)	<a href="#">24.4.15</a>	<a href="#">25.2.13</a>					
24(情) 100	特定の期間において道路河川管理課が国土交通省の関係部署から取得又は国土交通省の関係部署宛てに作成した文書	24.3.6	<a href="#">24.5.2</a>	部分開示	第5号 第6号	知事 (道路河川管理課)	<a href="#">24.5.21</a>	<a href="#">25.2.13</a>					
24(情) 101	特定の期間において道路河川管理課が国土交通省の関係部署から取得又は国土交通省の関係部署宛てに作成した文書	24.1.11	24.3.9	部分開示	第2号 第3号 第5号 第6号	知事 (道路河川管理課)	24.3.26	<a href="#">25.2.13</a>					
24(情) 102	「占有許可申請書」に記載した「占有の期間」は、県の処分が社会通念上不当に遅延した事実には影響されず、県が処分をする日においてすでに経過している日である場合は申請の効力が失効しているという法的根拠等	<a href="#">24.5.1</a>	<a href="#">24.5.14</a>	不存在		知事 (道路河川管理課)	<a href="#">24.7.9</a>	<a href="#">25.2.13</a>					

諮問番号	対象行政文書名(略称)	開示請求 年月日	決定 年月日	決定 内容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮問年月日	答申年月日	答申内容	決定等年月日	決定等内容
24(情) 103	特定の工事について、「建設業取引適正化推進月間」である平成24年11月に、土木局建設産業課が工事施工者である建設業者に対して行った立入検査等の調査結果の記録	<a href="#">24.12.19</a>	<a href="#">25.1.4</a>	存否応答 拒否		知 事 (建設産業課)	<a href="#">25.2.25</a>	<a href="#">25.2.28</a>	25.10.30	原処分妥当		
24(情) 104	特定の不服申立てについて、速やかに審査会へ諮問していないことが適正であるという県の判断が記載されている文書	24.2.28	24.3.13	不存在		知 事 (道路河川管理課)	<a href="#">24.4.30</a>	<a href="#">25.2.13</a>				
24(情) 105	学校に「日の丸・君が代・元号」の実施・強制等をするようになったのか、その経緯が分かる一切の資料等	<a href="#">24.10.26</a>	<a href="#">24.12.4</a>	不存在		教育委員会	<a href="#">25.1.29</a>	<a href="#">25.2.15</a>				
24(情) 106	平成25年度広島県・広島市公立学校教員採用候補者選考試験に係る文書	<a href="#">24.10.2</a>	<a href="#">24.11.28</a>	部分開示 不開示	第6号	教育委員会	<a href="#">25.1.22</a>	<a href="#">25.2.26</a>	26.2.10	一部認容		
24(情) 107	特定の文書の施行に当たって、従来の「特定記録郵便」を選択しなかったことが適正であることを記載している文書等	<a href="#">25.1.29</a>	<a href="#">25.2.12</a>	不存在		知 事 (砂防課)	<a href="#">25.2.25</a>	<a href="#">25.3.7</a>				
24(情) 108	特定の「決定期間延長通知書」について、延長後の決定期間を具体的に算出した根拠を記載している文書	(H15.12.9)	<a href="#">25.2.19</a>	不存在		知 事 (西部建設事務所 東広島支所)	<a href="#">25.2.25</a>	<a href="#">25.3.12</a>				

諮問番号	対象行政文書名(略称)	開示請求 年月日	決定 年月日	決定 内容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮問年月日	答申年月日	答申内容	決定等年月日	決定等内容
24(情) 109	特定の決裁文書に該当するすべての文書	<a href="#">25.1.7</a>	<a href="#">25.1.18</a>	部分開示	第2号	知事 (西部建設事務所 東広島支所)	<a href="#">25.2.25</a>	<a href="#">25.3.12</a>				
24(情) 110	峠橋を通行して特定の申請書の申請人の居宅から郷川の右岸側へ渡ることができることを確認したことが記載されている文書	<a href="#">25.1.7</a>	<a href="#">25.1.18</a>	部分開示	第2号	知事 (西部建設事務所 東広島支所)	<a href="#">25.2.25</a>	<a href="#">25.3.12</a>				
24(情) 111	特定の駐車整理票による駐車が、適正な利用であり、当該駐車場の利用者が県から不適正な便宜供与を受けているなどの癒着関係がある状態ではないことを県が判断した根拠等	<a href="#">25.1.16</a>	<a href="#">25.1.30</a>	不存在		知事 (総務課)	<a href="#">25.2.4</a>	<a href="#">25.3.27</a>				
24(情) 112	県庁外来者駐車場の利用者によって作成され、警備担当者から総務課などに回付され取得した「駐車整理票」のうち特定日に係るもの	<a href="#">25.1.16</a>	<a href="#">25.1.30</a>	部分開示	第2号	知事 (総務課)	<a href="#">25.2.12</a>	<a href="#">25.3.27</a>				
24(情) 113	特定の駐車整理票による駐車が、適正な利用であり、当該駐車場の利用者が県から不適正な便宜供与を受けているなどの癒着関係がある状態ではないことを県が判断した根拠等	<a href="#">25.2.13</a>	<a href="#">25.2.27</a>	不存在		知事 (総務課)	<a href="#">25.3.3</a>	<a href="#">25.3.27</a>				

諮問番号	対象行政文書名(略称)	開示請求 年月日	決定 年月日	決定 内容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮問年月日	答申年月日	答申内容	決定等年月日	決定等内容
24(情) 114	特定の駐車整理票による駐車が、適正な利用であり、当該駐車場の利用者が県から不適正な便宜供与を受けているなどの癒着関係がある状態ではないことを県が判断した根拠等	<a href="#">25.2.13</a>	<a href="#">25.2.27</a>	不存在		知事 (総務課)	<a href="#">25.3.3</a>	<a href="#">25.3.27</a>				
24(情) 115	特定の駐車整理票による駐車が、適正な利用であり、当該駐車場の利用者が県から不適正な便宜供与を受けているなどの癒着関係がある状態ではないことを県が判断した根拠等	<a href="#">25.2.13</a>	<a href="#">25.2.27</a>	不存在		知事 (総務課)	<a href="#">25.3.3</a>	<a href="#">25.3.27</a>				
24(情) 116	特定の駐車整理票による駐車が、適正な利用であり、当該駐車場の利用者が県から不適正な便宜供与を受けているなどの癒着関係がある状態ではないことを県が判断した根拠等	<a href="#">25.2.13</a>	<a href="#">25.2.27</a>	不存在		知事 (総務課)	<a href="#">25.3.3</a>	<a href="#">25.3.27</a>				
24(情) 117	特定の駐車整理票による駐車が、適正な利用であり、当該駐車場の利用者が県から不適正な便宜供与を受けているなどの癒着関係がある状態ではないことを県が判断した根拠等	<a href="#">25.2.13</a>	<a href="#">25.2.27</a>	不存在		知事 (総務課)	<a href="#">25.3.3</a>	<a href="#">25.3.27</a>				

諮問番号	対象行政文書名(略称)	開示請求 年月日	決定 年月日	決定 内容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮問年月日	答申年月日	答申内容	決定等年月日	決定等内容
24(情) 118	特定の駐車整理票による駐車が、適正な利用であり、当該駐車場の利用者が県から不適正な便宜供与を受けているなどの癒着関係がある状態ではないことを県が判断した根拠等	<a href="#">25.2.13</a>	<a href="#">25.2.27</a>	不存在		知事 (総務課)	<a href="#">25.3.3</a>	<a href="#">25.3.27</a>				

※「不開示理由」欄に掲載している不開示情報

広島県情報公開条例第10条

第1号(法令秘情報)、第2号(個人情報)、第3号(事業活動情報)、第4号(犯罪の予防・捜査等情報)、第5号(審議、検討、協議等に関する情報)、第6号(行政執行情報)、第7号(任意に提供された情報)

(2) 保有個人情報開示請求及び訂正請求に係るもの

(ア) 平成 24 年度中に広島県情報公開・個人情報保護審査会が答申を行ったもの又は実施機関が答申を受けて裁決若しくは決定を行ったもの（4 件）

【諮問番号順】

諮問 番号	件名 (略称)	開示請求 年月日	決 定 年月日	決 定 内 容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定)	
								諮問年月日	答申年月日	答申内容	決定年月日	決定内容
(個)26	特定日に特定病院の院長が警告文(退去)カードをかかげ、私に退去を命じた際に、警察署員が、撮影した私に関わる全ての画像	22.10.22	22.11.2	適用外		警察本部長	23.1.6	23.3.16	23.11.2	原処分妥当	24.4.4	答申どおり (棄却)
23(個) 1	県が裁判所に提出した図面の作成者	23.6.29	23.7.8	不開示	第3号	知事 (用地課)	23.9.5	23.12.22	24.7.3	原処分妥当	24.8.9	答申どおり (棄却)
23(個) 2	国道 186 号線道路改良工事に関する特定住所の解体前の建物及び解体後の残建物の構造計算数値	23.6.29	23.7.8	不存在		知事 (西部建設事務所 廿日市支所)	23.9.5	23.12.22	24.7.3	原処分妥当	24.8.9	答申どおり (棄却)
23(個) 3	特定の苦情処理票	23.12.12	23.12.21	部分開示	第3号 第7号	警察本部長	24.2.6	24.3.28	24.12.19	認容	25.2.6	答申どおり (認容)

(イ) 平成 24 年度中に広島県情報公開・個人情報保護審査会への諮問をすることなく実施機関が裁決又は決定を行ったもの（1 件）

諮問 番号	対象行政文書名 (略称)	開示請求 年月日	決 定 年月日	決 定 内 容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮問年月日	答申年月日	答申内容	決定等年月日	決定等内容
—	特定の手当認定処分に係る審査請求について、県知事が収集、作成した書類等	24.5.29	24.6.5	開示		知事 (障害者支援課)	24.8.5	—	—	—	25.1.15	認容

(ウ) 平成24度中に新たに広島県情報公開・個人情報保護審査会に諮問があったもの(2件)

【諮問番号順】

諮問 番号	件名(略称)	開示請求 年月日	決定 年月日	決定 内容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定)	
								諮問年月日	答申年月日	答申内容	決定年月日	決定内容
24(個) 1	特定日付けの警察署通信 室処理票等	24.2.27	24.3.13	不開示	第3号 第5号	警察本部長	<u>24.6.10</u>	<u>24.6.14</u>	25.7.16	原処分妥当	25.10.24	答申どおり (棄却)
24(個) 2	広島県西部子ども家庭セ ンターが保有する、請求 者の子に関する記録	<u>24.9.12</u>	<u>24.9.21</u>	不開示	第2号	知事 (西部子ども家庭 センター)	<u>24.9.25</u>	<u>24.10.12</u>	25.9.18	原処分妥当	26.1.8	答申どおり (棄却)

「不開示理由」欄に掲載している不開示情報

広島県個人情報保護条例第14条

第1号(法令秘情報)、第2号(開示請求者本人の情報)、第3号(開示請求者以外の個人情報)、第4号(事業活動情報)、第5号(犯罪の予防・捜査等情報)  
第6号(審議、検討、協議等に関する情報)、第7号(行政執行情報)、第8号(任意に提供された情報)